資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億五千三百五十二万七千百八十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月三日

東京都千代田区丸の内二丁目五番一号丸の内二丁目ビル六階

エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・４４株式会社

代表取締役　飯塚　敏裕

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十二日

掲載頁　一八〇頁（号外第一六七号）

令和八年六月三日

東京都港区赤坂二丁目一七番一二号赤坂トラストタワー三Ｆ

ショーリ・ストラテジー＆コンサルティング株式会社　代表取締役　勝俣　利光

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三日

北海道石狩市新港東二丁目三番地一一

株式会社ナカヤマ

代表取締役　西川　勝利

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三日

福島県郡山市朝日三丁目五番一八号

株式会社ハブマック

代表取締役　新田二三男

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三日

東京都中央区銀座一丁目一四番四号

アテネ株式会社

代表取締役　平野　文一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三日

東京都港区高輪二丁目一五番二一号

株式会社コシダテック

代表取締役　越田　亮三

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三日

横浜市港北区岸根町六〇五番地

株式会社サンゴ

代表取締役　稲野　穣

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三日

愛知県岡崎市薮田一丁目一番地五

ミクスネットワーク株式会社

代表取締役　森﨑　健吾

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三日

東京都江東区富岡一丁目二六番二〇号

須賀工業株式会社確定給付企業年金

清算人　石井　正彦

取消公告

令和八年四月二十四日（号外第九十七号・七十四頁）掲載の吸収分割公告は、会社分割を中止いたしましたので取消します。

令和八年六月三日

山形県天童市東長岡一丁目三番六号

（甲）株式会社ダブルケイワイ

代表取締役　髙橋　啓一

山形県米沢市万世町片子五一五二番地

（乙）株式会社アンミン

代表取締役　島倉　登久

正　誤

令和七年十一月二十五日（号外第二百五十七号）農林水産省告示第千七百五十七号（植物防疫法施行規則別表二の付表第三十九のアルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日（号外第二百五十七号）農林水産省告示第千七百五十九号（植物防疫法施行規則別表二の付表第五十六のトルコから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日（号外第二百五十七号）農林水産省告示第千七百六十号（ペルーから発送されるうんしゅうみかんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日（号外第二百五十七号）農林水産省告示第千七百六十一号（エジプトから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。